

No.	ページ数	箇所	委員名	意見の内容	事務局の考え
第 2 部 第 1 章 共に支えあって暮らすために					
1	2 情報・コミュニケーション				
	11	現状と課題	星沢委員	コミュニケーションや情報取得等の保障に関して、「自己選択、自己決定を推進する観点」と記載されているが、「いつでも・どこでも相談ができ、情報を取得できる」といった観点も追記してほしい。	<u>ご意見を踏まえ以下を追加しました</u> 「そのため、大阪市では、障がいのある人の特性に応じたコミュニケーション手段により、障がいのない人と同じように相談や情報取得ができる環境整備を進めています。」
第 2 部 第 2 章 地域での暮らしを支えるために					
2	1 権利擁護・相談支援				
	20	現状と課題	大野委員 芦田委員 澤委員	虐待の通報及び届出件数と、実際に虐待と判断した件数の表記がわかりにくい。	<u>ご意見を踏まえ、虐待の種別ごとの通報及び届出件数の後に、カッコ書きで虐待と判断した件数を記載することとしました。</u>
	3	26	(2)相談支援及びその体制の充実 ア	潮谷委員 ＜メールによるご意見＞ ・各区の障がい者基幹相談支援センターに <u>主任相談支援専門員</u> を配置する等、地域の人材育成や支援体制づくりに取り組みます。 ↓ ・ <u>主任相談支援専門員</u> を各区の障がい者基幹相談支援センターに配置するとともに、 <u>指定特定相談支援事業所にも配置を行い</u> 、地域の人材育成や支援体制づくりに取り組みます。	<u>ご意見を踏まえ、次のとおり修正しました</u> ・ <u>主任相談支援専門員</u> を各区の障がい者基幹相談支援センターに配置するとともに、 <u>指定特定相談支援事業所にも配置されるよう取り組む</u> 等、地域の人材育成や支援体制づくりを推進します。
	4	26	(2)相談支援及びその体制の充実 ア・イ	潮谷委員 ＜メールによるご意見＞ ・ <u>18歳移行時の対応として、障がい者サービスの情報提供を教育機関等に対しても行うとともに、セルフプランの児童には、相談支援とつながる関係を構築するための啓発や情報提供を行います。</u> ・ <u>65歳移行時の対応として、セルフプランの方へ更新勸奨時に計画相談支援の案内を送付し、継続的な利用促進の取組を実施し、障がい者相談支援従事者とケアマネジャーが介護保険と障がい福祉サービスの併用について連携できるよう啓発や情報提供を行います。</u> ・ <u>区地域自立支援協議会において、困難事例を検討する体制を構築するとともに、既存の仕組みでは解決できない複合的な課題等を抱えた人や世帯に対して、区保健福祉センターが「調整役」となり、関係者が一堂に会して支援方針を話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催する等の取組により、相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の充実を図っていきます。</u>	<u>ご意見を踏まえ、次のとおり追加・修正しました</u> ・ <u>18歳到達や65歳到達等の制度移行時は、必要なサービスの円滑な利用にあたり、関係機関への啓発や情報提供をはじめ、セルフプランでサービスを利用している人へ案内や情報提供を行う等、必要なサービスを利用できるよう取り組みます。</u> ・ <u>区地域自立支援協議会において、複合的課題や支援困難事例を検討する体制の整備を進めるとともに、既存の仕組みでは解決できない複合的な課題等を抱えた人や世帯に対して、区保健福祉センターが「調整役」となり、関係者が一堂に会して支援方針を話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催する等の取組により、相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の充実を図っていきます。</u>
	5	27	(2)相談支援及びその体制の充実 イ	潮谷委員 障がい分野において見守り相談室との連携というのは、議論としてもあまり出てこなかったと思うので、連携が見込まれるということであれば、この計画の中にしっかり記載していただくと、今後のあり方というのが見えてくると思う。	<u>ご意見を踏まえ、次のとおり修正しました</u> ・見守り相談室では、要援護者の名簿を整備し、 <u>地域団体と共有するなど、地域住民と連携した見守り体制の充実に引き続き取り組みます。あわせて、地域住民や団体からの情報をもとに、支援が必要と思われる方のもとへ福祉専門職が積極的に訪問するアウトリーチを実施し、必要に応じて各分野の福祉サービスにつなげる等の支援を行い、継続して地域の見守りネットワークの強化を図ります。</u>

No.	ページ数	箇所	委員名	意見の内容	事務局の考え
6	2 生活支援				
	37	(1)在宅福祉サービス等の充実 エ	大野委員	所得保障の充実について、大阪市としてどのような内容を国に対して要望しているのか。	所得保障の充実に関して、他の指定都市とも連携しながら、国に対して、障がい年金受給前の所得確保に係る施策の検討や、制度的理由により障がい基礎年金を受給できない外国人障がい者等に対する救済措置などについて要望を行っています。
第2部 第3章 地域生活への移行のために					
7	1 精神科病院からの地域移行				
	68	(2)地域生活への移行を支援する仕組みづくり イ	芦田委員	精神科病院に長期入院されている方には、介護保険の対象である高齢者が多いので、どこかに介護保険の事業者との連携というような文言が入らないか	<u>ご意見を踏まえ、次のとおり追加しました</u> ・また、長期入院者の高齢化の状況を踏まえ、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等の高齢者支援機関とも連携し、長期入院の現状や地域移行支援に関する理解促進を図るとともに、退院後の生活を地域で支える連携体制の強化に取り組みます。
第2部 第4章 地域で学び・働くために					
8	2 就業				
	91	(2)就業支援のための施策の展開 カ	酒井委員	追記された「・必要に応じ、ハローワークへの同行、職場見学への同行等の就労支援を行います。また、就業支援の関係機関や医療機関等と連携し、就労定着支援に取り組みます。」について、誰がするのかを明確にした方がわかりやすい	<u>ご意見を踏まえ、次のとおり追加しました</u> ・必要に応じ、就業・生活支援センターにおいて、ハローワークへの同行、職場見学への同行等の就労支援を行います。また、 <u>雇用側企業や就労支援機関、医療機関等</u> と連携し、就労定着支援に取り組みます。
第2部 第5章 住みよい環境づくりのために					
9	2 安全・安心				
	109	(1)防災・防犯対策の充実 イ	大野委員	災害時は、外出しづらい方や、知らない場所へ行くことに強い緊張を感じる方、精神的負担が大きい方がいるので、そのような方に対しての、名簿を活用した具体的な避難の動きがわかるように書いてほしい。	<u>ご意見を踏まえ以下に修正しました</u> 「・避難行動要支援者の名簿を活用し、福祉避難所への移動等の対応や介助者の有無や障がいの種類・程度等に応じた受入れ体制の確保等に努めます。なお、福祉避難所に移送する際には、災害時避難所での移送担当者の確保や施設からの出迎え等を検討します。また、「 <u>大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）</u> 」に基づき、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用した安否確認、救出・救護などの災害対応に努めます。」
	109	(1)防災・防犯対策の充実 イ	山梨委員 山内委員	大阪市では福祉避難所に直接避難できないこととなっている。 国のガイドラインでは、福祉避難所への直接避難の記載があったと思うが、大阪市としてもう一度整理してほしい。	個別避難計画については、災害時避難所までの避難計画を作成しています。 福祉避難所については、災害時に施設の被害状況や受入体制を把握し、受入の可否及び受入可能人数等を確認した上で施設管理者の協力を得て開設します。また、災害時避難所から福祉避難所、病院等への移送については、区の専門職や保健師等が介助者の有無や障がいの種類・程度等に応じて優先順位をつけて対応します。 こうしたことから、福祉避難所の確保・運営ガイドライン（内閣府）において、直接避難に係る記載はありますが、本市としては施設や要配慮者の混乱等を避けるため、まずは災害時避難所へ避難する運用としております。